

令和 2 年 6 月 22 日現在

機関番号：15301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05655・19K20859

研究課題名(和文) 農作物の生産・流通システムにおけるアクター間の役割分担のあり方についての研究

研究課題名(英文) Cooperation among actors in production and distribution system of agricultural products

研究代表者

田代 滉貴(Tashiro, Kouki)

岡山大学・社会文化科学研究科・講師

研究者番号：60825686

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：国および地方公共団体による強力な保護・管理を前提とした、わが国における農作物の生産・流通システムは、昨今の農政改革を契機として、根本的な変容を迫られている。そこで、本研究では、当該システムのあり方を考察するための基盤整備として、関連する法制度の全体像と、当該システムにおいて重要な役割を果たしてきた農業協同組合の法的構造を検討した。その結果、現在のシステムが確立し、農業協同組合が誕生するまでの過程を明らかにした。また、農業協同組合の法的構造として、団体内部における組合員の利益代表の仕組みを提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国では、国および地方公共団体による強力な保護・管理体制を前提とした「農作物の生産・流通システム」が構築されてきた。しかしながら、当該システムは、昨今の「民間活力の活用による農業競争力の強化」を目標とした農政改革を契機として、根本的な変容と、それに伴う混乱が生じている。本研究は、この「農作物の生産・流通システム」におけるアクター(公的部門・農業協同組合・農業者)間の役割分担のあり方を検討するものである。本研究を通して、当該システムを安定化するためにはどのような方策が必要となるかが、初めて明らかとなる。

研究成果の概要(英文)：The system of production and distribution of agricultural products in Japan faces a turning point because of the recent agricultural reform. This project aims to analyse (1) overview of the system and (2) legal structure of agricultural cooperatives in order to consider the best agricultural system.

As a result, it shows the historical process and transition of the system. It also suggests the structure of interest representation in agricultural cooperative.

研究分野：行政法

キーワード：農業法 農業協同組合 公私協働 規制緩和 行政法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国では伝統的に、国および地方公共団体による強力な保護・管理を前提とした、農作物の生産・流通システムが整備されてきた。かかるシステムは、食料の安定供給や自給率の維持向上等の観点から、これまで広く受け入れられてきたものである。しかしながら、昨今の「民間活力の活用による農業競争力の強化」を目標とした農政改革を契機に、上述したシステムをめぐっては、規制改革に伴う根本的な変容とそれに伴う混乱が生じている。

こうした混乱を解消し、安定した農作物の生産・流通システムを再構築するためには、「農作物の生産・流通に係る諸アクター間での望ましい役割分担のあり方」を解明することが急務である。

2. 研究の目的

わが国の行政法学では、このような規制緩和に伴う役割分担の再構成の問題は、民営化論ないし公私協働論の範疇で議論されてきた。しかしその一方、こうした従来の行政法学上の議論は、例えば電気事業や鉄道事業のような、従来国家が担ってきた事業を民間に委ねた場合を念頭に置いたものであった。それに対して農業は、元々国家が自ら行ってきた事業ではないため、こうした議論の前提がそもそも妥当しない。

また、わが国では戦後以降、農業協同組合（農協）が、国および地方公共団体と個々の農業従事者の間に立ち、両者を媒介する役割を担う団体として、農作物の生産・流通システムの中核を担ってきた。そのため、民営化論で前提とされてきた国家（および地方公共団体）対民間という単純な図式は、農業分野では必ずしも当てはまらない。

以上を踏まえると、「農政改革に伴う役割分担の再構成」という問題は、同種の問題に取り組んできた従来の行政法理論を用いては容易に解決することができない。そこで本研究は、かかる問題を解決するための基盤整備を目的として、次の2点の検討を試みた。

わが国の農作物の生産・流通システムに関する政策・法制度の整理。具体的には、わが国の農作物の生産・流通システムでは、そもそも各アクターにどのような役割が割り振られているのか、また、こうしたアクター間の役割分担のあり方は、時代とともにどのように変容していったのかを検討する。

農業協同組合の法的構造の検討。具体的には、わが国における「農業協同組合」は、どのような組織構造を備えた団体であるのか、また、その構造には、これまで行政法学が取り扱ってきた団体（特に公共組合）と比較して、如何なる特徴が見出されるのかを検討する。

3. 研究の方法

(1) 上記 について

わが国では従来から、主要な農作物である米穀類をどの程度生産し、国内に流通させるか、ということが、上記システムの主要な問題とされてきた。そこで本研究では、主要農作物の生産・流通に関する諸制度（旧食糧管理法および同法に代わって制定された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）を中心としつつ、関連するその他の法制度も視野に入れながら、わが国における農作物の生産・流通システムの全体像を分析した。

(2) 上記 について

() 農業協同組合の分析

わが国の農業協同組合については、行政法学においても、またその他の法分野においても、(一定の関心は持たれてきたものの)その法的位置づけが必ずしも明確にされてこなかった。そこで本研究では、まず検討の前提として、「農業協同組合の法制度」、「わが国における農業団体の歴史」、「農業協同組合の実態」という三つの観点から、特徴を分析した。

特に重点的に行ったのが、「わが国における農業団体の歴史」に関する研究である。わが国における農業協同組合は、第二次世界大戦後に農業協同組合法が制定されたことをもって誕生した団体である。一方、同団体については實際上、戦前存在していた農業会と少なからず連続性を有していたことが、しばしば指摘される。そこで本研究では、農業会のさらに前進である農会・産業組合までさかのぼり、わが国における農業団体の発展過程を分析し、そこから現在の農業協同組合の特性を検討した。

() 公共組合との比較検討

以上の分析を踏まえつつ、「公共組合」との比較から、農協の法的位置づけを考察した。農協は、「協同組合」という、自主的な結びつき・共同所有・民主的管理を特徴とする団体の一類型という理解が一般的である。一方公共組合は、講学上「行政」の一類型とされる団体（いわゆる「行政主体」）であり、土地区画整理組合や土地改良区等がその例である。本研究では、農協が実質的には協同組合の理念型と如何なる相違点を有するのか、あるいは逆に公共組合とどのような類似点を有しているのか、という観点から、中間団体としての性格を有する農協の法的位置づけを明確にした。

また、検討を行うにあたっては、ドイツにおける公共組合（機能的自治行政 (funktionale Selbstverwaltung)）を参照した。より具体的には、機能的自治行政の組織構造に関する主要論点

である「団体への強制加入制の憲法適合性」、「団体による決定の民主的正統化」について、それぞれ学説および連邦憲法裁判所の判例を検討した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

第一に、わが国の農作物の生産・流通システムについては、農業技術の向上・小農の保護を重点を置いた法制度が、昭和初期の農業恐慌を契機に経済統制制度としての色彩を強め、国・地方自治体の強度の統制を前提とした現在の法制度へと展開していく過程を分析した。また、わが国における農業団体が、こうした法制度の変遷に合わせて発展していったことも、あわせて明らかにした。

第二に、以上の成果も加味しつつ、わが国における農業協同組合の法的構造を明らかにした。より具体的には、公共組合が「一定の集団に係する事項について、国家もまた当該事項に関心を有している場合に、当該事項を国家の任務としたうえで、かかる集団を国家の一機関たる団体へと統合する仕組み」であるのに対し、農業協同組合は「組合員資格を有する者に団体を開放するとともに、団体内部での意思決定にあたって議決権を平等に割り振ることで、小規模農業者全体の利益代表を擬制する仕組み」であることを示した。両者は「特定の任務を単位とし、当該任務の利害関係者を構成員とする自治組織の、異なるバージョン」として理解されるべきである。

以上の成果については、田代滉貴「農業協同組合の法理論(一)」岡山大学法学会雑誌 69 巻 1 号(2019 年)112 - 78 頁、同「農業協同組合の法理論(二)」岡山大学法学会雑誌 69 巻 2 号(2019 年)210 - 185 頁にまとめ、公表した。また、研究の過程で、協同組合に対する補助金の統制のあり方についても、派生的に明らかにした。この点については、田代滉貴「行政判例研究 特別の利害関係を有する理事が加わって行われた漁業協同組合の理事会の議決の効力[最高裁平成 28.1.22 判決]」自治研究 96 巻 2 号(2020 年)にて公表した。

(2) 本研究のインパクト・今後の展望

第一に、本研究により、従来の行政法理論が想定してこなかった「農政改革に伴う役割分担の再構成」という問題を解決する前提が、初めて整うこととなった。今後は本研究の成果を土台として、旧食糧管理法や食糧法等の法制度の内容を検証することが可能となる。

第二に、農業協同組合の法的構造についての検討は、行政法学上位置づけが不明確であった「国家と民間の中間的な団体」を検討する上でのモデルケースとして、重要な意義を有する。また、協同組合の公的な役割については最近ドイツ公法学でも注目がなされているところ、本研究の成果はこうした論点に対しても一定の示唆を有するものと評される。

第三に、安定した農作物の生産・流通システムのあり方の検討は、農地の利活用や農村・中山間地域の活性化といった、農業政策をめぐる問題一般と密接に連動する重要な論点である。今後わが国の農業政策全般を検討するにあたっては、より包括的な観点からの農業法研究が必要となるところ、本研究の成果はその第一歩として重要な意義を有するものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 田代滉貴	4. 巻 69(1)
2. 論文標題 農業協同組合の法理論（一）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 112-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田代滉貴	4. 巻 69(2)
2. 論文標題 農業協同組合の法理論（二・完）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 210-185
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田代滉貴	4. 巻 96(2)
2. 論文標題 行政判例研究 特別の利害関係を有する理事が加わって行われた漁業協同組合の理事会の議決の効力[最高裁平成28.1.22判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 127-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田代滉貴
2. 発表標題 特別利害関係人が加わって行われた漁業組合理事会議決の効力（判例時報2297号19頁（最二小判平28.1.22破棄差戻し））
3. 学会等名 行政判例研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----